

- 働き方改革推進セミナー開催
- かがしま「働き方改革」推進企業認定制度
- 将来世代応援企業表彰-受賞企業紹介-
- 鹿児島県テレワーク環境整備補助金
- 県立高等技術専門校入校生募集
- 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集
- 9月は「障害者雇用月間」です
- 令和4年度(後期)職業訓練生募集
- 労働者協同組合法施行(10月1日)
- 鹿児島県女性活躍推進宣言企業への登録
- コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金
- 県労働委員会からのお知らせ
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 産業保健総合支援センターからのお知らせ

2022. 8月号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

働き方改革推進セミナー

令和4年度

要予約!
無料!

主催 鹿児島県 共催 鹿児島労働局

県と鹿児島労働局が連携し、働き方改革関連法の説明、具体的取組の進め方や支援制度の活用法などについて、事業主等向けのセミナーを開催します。

※新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で開催する予定ですが、感染状況によって中止する場合があります。

対象

県内事業所の経営者、人事労務担当者

日時

番号	会場	所在地	開催日時
①	北薩地域振興局 (会議室棟3階第5会議室)	薩摩川内市神田町 1-22	10月4日(火) 13:30~16:00
②	かがしま県民交流センター (4階大研修室4)	鹿児島市山下町 14-50	10月12日(水) 13:30~16:00
③	始良・伊佐地域振興局 (本庁舎4階中会議室)	始良市加治木町諏訪町 12	10月18日(火) 13:30~16:00
④	大島支庁 (本館4階大会議室)	奄美市名瀬永田町 17-3	10月24日(月) 13:30~16:00
⑤	熊毛支庁 (本館3階第1会議室)	西之表市西之表 7590	11月2日(水) 13:30~16:00
⑥	大隅地域振興局 (別館2階大会議室)	鹿屋市打馬2丁目 16-6	11月9日(水) 13:30~16:00

受付 各13:00~

定員

鹿児島市の会場は50人、その他の会場は30人

内容

- 働き方改革関連法、ハラスメント防止対策、その他(育児・介護休業法など)に関する説明(説明:鹿児島労働局, ⑤は県雇用労政課) [13:30~14:30]
- 働き方改革の進め方や支援制度の活用法に関する説明(説明:鹿児島働き方改革推進支援センター, ⑤は県雇用労政課) [14:30~15:00]
- 連絡事項 [15:00~15:05]
- 個別相談会 [15:05~16:00]

申込

以下に記入してFAXいただくか、県ホームページ又は申込フォームから申し込んでください。申込内容をMailで送信いただいても結構です。

事業所名			
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
参加者氏名①		参加者氏名②	
セミナー当日、個別の相談を希望しますか(○, ×で記入)			
参加の会場 (上記6つの会場①~⑥の中から番号を一つ選択)			

申込先

鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課
FAX:099-286-5582, 電話:099-286-3017
Mail:r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp
県ホームページ「働き方改革推進セミナー」で検索



申込フォーム

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度について

県では、働き方改革に積極的に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。

本県においても人手不足が深刻な状況にありますが、若者が就職先を選ぶ理由として、近年、賃金だけでなく働きやすさを重視する傾向があります。

自社の魅力向上・魅力発信のため、さらには人材の確保・定着のため、認定企業になりませんか。申請は随時受け付けていますので、興味を持たれたら雇用労政課までお問い合わせください。

認定要件（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

※ 直近事業年度の所定外労働時間について次のいずれかが必要です。

- ◇ 全社員月平均：10時間以下
- ◇ 正社員月平均：20時間以下

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援
- ◇ 育児と仕事の両立促進
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

将来世代応援企業表彰 受賞企業をご紹介します

「日本創生のための将来世代応援知事同盟」では、子育て支援、女性や若者への支援及び働き方改革について、独自性、先進性のある取組を積極的に行っている企業を表彰しています。

令和4年は、「かごしま『働き方改革』推進企業」（認定第1号）である株式会社現場サポートが、本県からの推薦を受け「将来世代応援企業賞」を受賞されました。

株式会社現場サポート（鹿児島市）

【主な取組】

- 社内の意識向上
 - ・ 会社の理念・今後目指す働き方について、社員全員で1年間かけて議論して決定
- 若手社員の活躍推進
 - ・ 先輩社員が講師役となる部門別の勉強会の実施（共育：共に育つ）
 - ・ 若手社員の提案を社内プロジェクトに積極的に採用
- 女性の活躍推進・育児と仕事の両立支援・働き方改革
 - ・ 時間休・半日休、時短勤務、フレックスタイム、働く場所の自由選択（約7割が在宅勤務）
 - ・ 育児短時間勤務における子どもの年齢要件の撤廃
 - ・ 勤務間インターバル・5日連続休暇



右：代表取締役社長 福留進一様

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞将来世代応援企業表彰

令和4年度鹿児島県テレワーク環境整備補助金を御活用ください

県では、国の「人材確保等支援助成金(テレワークコース/機器等導入助成)」を活用してテレワークの環境整備を行う県内企業に対し、上乘せ補助を行います。

1.(国)人材確保等支援助成金(テレワークコース/機器等導入助成)

(1) 助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等の導入・運用, など

(2) 支給額

- ・支給対象経費の **30%**
- ・上限額は「100万円」又は「20万円×対象労働者数」の低い方

※一定要件を満たすと、「目標達成助成」も受給できます。

(支給額:支給対象経費の20%〈最大35%〉, 上限額:「100万円」又は「20万円×対象労働者数」の低い方)

2.(県)鹿児島県テレワーク環境整備補助金

(1) 支給要件

県内に事業所がある中小企業で、令和4年4月1日以降に、1の国助成金の支給決定を受けていること

(3) 補助額

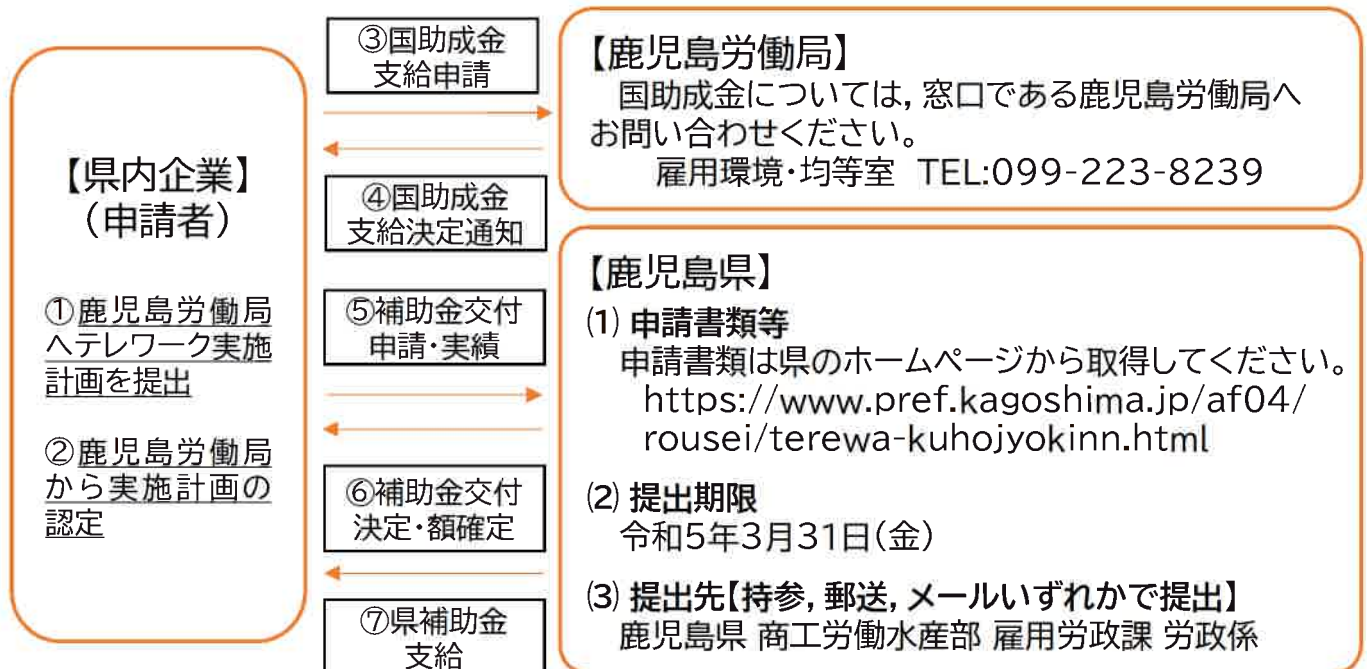
- ・国助成金(機器等導入助成)支給決定額のうち、県内事業所分の **2/3**
- ・上限額は「65万円」

(2) 補助対象となる取組

県内事業所において実施したもの

国の機器等導入助成・目標達成助成と合わせて、対象経費の最大約8割を助成・補助

3.申請の流れ



問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 雇用労政課 労政係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL:099-286-3017 E-mail:r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和5年度に入校する訓練生を募集します。

試験の種類		一般選考試験		推薦選考試験				
		高等学校卒業者等を対象	義務教育修了者等を対象					
校名	吹上校	自動車工学科, 機械整備科	金属加工科	自動車工学科, 機械整備科 金属加工科				
	宮之城校	建築工学科	室内造形科	建築工学科, 室内造形科				
	始良校	情報処理科, メカトロニクス科	—	情報処理科, メカトロニクス科				
	鹿屋校	電気設備科	—	電気設備科				
応募資格		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校を令和5年3月に卒業見込みの方 高等学校を卒業された方又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方 	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育を修了された方又は同等以上の学力を有すると認められる方 令和5年3月に中学校を卒業見込みの方 (C～E日程) 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校を令和5年3月に卒業見込みの方 学校調査書における評定 <table border="1"> <tr> <td>概ね3.5以上</td> <td>自動車工学科 建築工学科 情報処理科</td> </tr> <tr> <td>3.0以上</td> <td>上記以外の科</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 出席率が概ね95%以上の方 試験に合格した場合、入校できることを確約できる方 	概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科	3.0以上	上記以外の科
概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科							
3.0以上	上記以外の科							
受付期間		令和4年9月1日(木)～令和5年2月27日(月)		9月1日(木)～9月26日(月)				
		願書締切日	入試選考日	入試選考日	試験会場			
A日程		10月28日(金)	11月4日(金)	10月3日(月)	入校を希望する各 高等技術専門校			
B日程		11月25日(金)	12月2日(金)					
C日程		1月13日(金)	1月20日(金)					
D日程		2月6日(月)	2月12日(日)					
E日程		2月27日(月)	3月5日(日)					
選考方法		筆記試験・面接		筆記試験・面接				
提出書類		<p><令和4年度卒業見込みの方></p> <ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書又は職業相談票(乙票) ※ 職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) <p><上記以外の方></p> <ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書又は卒業証明書 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 		<ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 高等学校長の推薦書 				
提出先		入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所		入校を希望する各高等技術専門校				

- ※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。
- ※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科においては選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。
- ※ E日程の試験会場については、各高等技術専門校へお尋ねください。
- ※ 令和5年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。
- ※ 欠員がある場合、令和5年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207
○始良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674
○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 産業・労働>雇用・労働>職業能力開発>県立高等技術専門校入校案内

国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、令和5年度に入校する訓練生を募集します。

科名	情報電子科 グラフィックデザイン科 OA事務科	介護福祉サービス科（仮称） アパレル科 ワークトレーニング科（仮称）（知的障害者対象）		
応募資格	高等学校卒業（卒業見込み者を含む）及び 同等以上の学力を有する障害者	義務教育修了以上の障害者		
訓練期間	1年	1年		
募集期間	区分	募集開始日	募集締切	選考日
	A日程	令和4年8月1日（月）	令和4年9月15日（木）	奄美 令和4年10月4日（火） 熊本・宮崎 10月6日（木） 本校 10月7日（金）
	B日程	令和4年10月21日（金）	令和4年11月24日（木）	令和4年12月9日（金）
	C日程	令和5年1月4日（水）	令和5年2月15日（水）	令和5年3月2日（木）
願書提出先	最寄りのハローワーク ※応募手続き書類は鹿児島障害者職業能力開発校又は最寄りのハローワークにあります。			
選考方法	●筆記試験（数学、国語） ●面接			

※B日程以降は、定員に達した科においては、選考を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問合わせください。
※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

○鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206 [FAX]0996-44-2207
〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432

○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021
○最寄りのハローワーク

【県HP】産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞鹿児島障害者職業能力開発校

9月は「障害者雇用支援月間」です 障害のある方の雇用にご理解・ご協力をお願いします

県では、毎年9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害のある方の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者雇用に関する県民の皆さま、特に事業主の皆さまの関心と理解を一層深めていただくことを目的として、関係機関と共に、様々な障害者雇用支援運動を展開します。

障害のある方の雇用の促進と安定を図るため、県民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



◇障害者雇用支援・激励大会◇

障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者への表彰や、障害者雇用の取組等をテーマにした講演を予定しています。

- ・日時 9月6日（火）
午後1時30分～午後3時予定
- ・場所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール）

※ 新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催する予定ですが、感染拡大状況等により、開催中止となる可能性があります。その場合は、県公式HPでお知らせします。予めご了承ください（令和3年度は開催を中止しました）。

【県HP】産業・労働＞雇用・労働＞障害者雇用＞9月は障害者雇用支援月間です

【問合せ先】

- ・県雇用労政課雇用支援係
電話：099-286-3028
- ・鹿児島労働局職業対策課
電話：099-219-8712
- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部
電話：099-813-0132

ハロートレーニング ～急がば学べ～ 令和4年度(後期)職業訓練生を募集

県では、**求職者の皆さん**に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への**求職申込が必要**です。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：4～5か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
IT広告デザイン科 (5か月)	鹿児島市	24	10/27	始良

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
調理加工科 (4か月)	曾於市	15	11/15	鹿屋

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月又は6か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
介護・福祉科【実務者研修】 (6か月)	鹿児島市	24	—	10/27	吹上
	薩摩川内市	24	—	1/27	宮之城
	鹿児島市	24	—	3/7	始良
介護職員養成科 (3か月)	鹿屋市	20	—	11/22	鹿屋
介護・福祉科【初任者研修】 (3か月)	奄美市	22	—	11/17	吹上
	出水市	20	—	12/13	宮之城
ショップマネジメント科 (3か月)	鹿児島市	24	—	3/1	吹上
ITビジネス科【観光コース】 (6か月)	鹿児島市	20	—	1/12	始良
調理加工科 (3か月)	曾於市	15	—	3/10	鹿屋
ビジネス実務科 ※ (3か月)	鹿児島市	24 (10)	15	11/4	吹上
ITビジネス科【WEB制作】 (3か月)	垂水市	20	—	1/20	鹿屋
ITビジネス科【宅建コース】 (6ヶ月)	鹿児島市	20	—	3/30	始良
医療事務科 (ドクターズクラーク)(3か月)	鹿屋市	20	—	2/17	鹿屋
地域循環林業科 (3か月)	鹿屋市	15	—	3/1	鹿屋

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
パソコン・基礎科 (3か月)	枕崎市	24	—	1/12	吹上
	薩摩川内市	24	—	11/10	宮之城
	薩摩川内市	24	—	1/17	宮之城
	日置市	22	—	12/1	宮之城
	薩摩川内市	24	—	3/7	宮之城
	出水市	22	—	10/20	宮之城
	出水市	22	—	2/10	宮之城
	鹿児島市	24	—	1/24	始良
霧島市	24	—	2/21	始良	
ITビジネス科 【WEB活用】 (3か月)	志布志市	20	—	2/3	鹿屋
総合ビジネス科 (3か月)	鹿屋市	20	—	11/8	鹿屋
	鹿屋市	20	—	3/17	鹿屋
パソコン・簿記初級科 (3か月)	鹿児島市	24	10	12/14	始良
ITビジネス科 【総合コース】 (6か月)	鹿児島市	24	—	11/30	始良
	鹿児島市	24	—	2/3	始良
ITビジネス科 【会計事務】 (3か月)	鹿屋市	20	—	10/7	鹿屋
	鹿屋市	20	—	2/10	鹿屋
医療事務科 (3か月)	鹿児島市	20	—	12/8	吹上
	薩摩川内市	20	—	10/7	宮之城
	日置市	20	—	3/14	宮之城
	霧島市	20	—	11/29	始良
	鹿屋市	20	—	10/12	鹿屋

※「ビジネス実務科」については、定員24人のうち10人は母子家庭の母等の方を優先的に募集します。

【問合せ先】 吹上高等技術専門学校 ☎099-296-2050 宮之城高等技術専門学校 ☎0996-53-0207
始良高等技術専門学校 ☎0995-65-2247 鹿屋高等技術専門学校 ☎0994-44-8674
【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞令和4年度(後期)委託訓練の御案内

労働者協同組合法について

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律で、施行日は、令和4年10月1日となっています。

「知りたい！労働者協同組合法」（厚生労働省特設サイト）

労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする非営利の法人です。

このサイトでは、組合の設立やNPO法人等からの組織変更に関する情報が提供されています。

- 【主な掲載情報】
- ◇ 労働者協同組合法について知りたい
 - ◇ 設立の流れ
 - ◇ フォーラム（全国7ブロックで開催）の開催情報について
 - ◇ よくあるご質問
 - ◇ 相談窓口

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞関係法令＞労働者協同組合法について

「はたらく」をつくる。みんなでつくる

労働者協同組合法って？



2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行されます。

「自立的に働きたい」「地域や社会を良くしたい」労働者協同組合法はそんな思いを叶えるための新しい法律です。労働者協同組合法ってなに？どうつくる？どんな働き方？などについて幅広く学ぶフォーラムを全国で開催します。

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、全国7か所で、フォーラムを開催します。

労働者協同組合法 相談窓口

詳しくは専用サイトで

0120-237-297

知りたい！労働者協同組合法
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」 に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

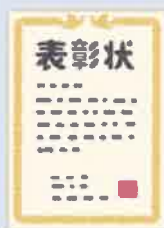
県女性活躍推進会議では、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様へPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、自社の取組を求職者等へアピールしましょう！

メリット ①

◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！

◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！



企業のイメージアップ！
人材確保！

③ メリット

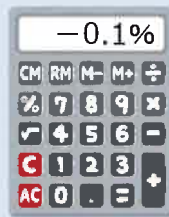
◆登録企業限定の表彰制度があります！
・県女性活躍推進優良企業知事表彰

◆かごしま「働き方改革認定企業」の認定基準の1つです！

メリット ②

◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！

◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



④ メリット

◆県中小企業融資制度の一部資金を活用する場合に、信用保証料率を通常より0.1%引き下げられます！

登録費用無料

登録に伴う義務・報告なし

会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

登録の流れ

①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言

②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出

③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

【県HP】くらし・環境>人権・男女共同参画>女性の活躍推進>優良企業等の紹介>「女性活躍推進宣言企業」へ登録しましょう！

ご登録はこちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

5 ジェンダー平等を実現しよう



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）
TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します。

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(※)」

※「特定活動」は別に定めるものに限る。

補助対象経費・補助金額

次に掲げる経費のうち、基準日(※)が令和4年1月8日(土)～令和5年2月28日(火)であり、かつ令和5年2月28日(火)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

(※)基準日…以下の表に定める「入国分」については、補助対象となる外国人材の入国後の待機期間が完了した日。

「帰国分」については、補助対象となる外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査の最後の検査が終了した日。

入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1) 待機に係る宿泊費 (2) 公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費(車両借上費, 燃料費, 有料道路通行料金) ※待機施設まで公共交通機関を使用する際の国内移動費は対象外	(1): 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費, 有料道路通行料金: 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費: 空港ごとの定額(別に定める空港以外の場合は, 最短距離(km)×20円×4/5) (1)及び(2)の合計が1人当たり上限10万円
帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費 ※入国後の自主検査は対象外	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限3万円)

上記、入国分及び帰国分を合わせて1事業者当たり上限100万円とします(千円未満切り捨て)。

※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

※ 要請された待機期間が7日間の場合は、入国日を0(ゼロ)日目として、入国の次の日から起算して8泊9日分が補助対象となります。

国からの要請にもとづかない自主的な待機等の経費は、補助の対象外となります。

申請に当たっては、厚生労働省や外務省、外国人技能実習機構のホームページ等で、最新の水際対策の内容をご確認ください。

申請期間

基準日から2か月後の日(閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日)又は令和5年2月28日(火)のいずれか早い日まで

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。

「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索してください。

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材政策推進室 補助金申請窓口

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)

電話でも相談できます！

令和4年度

相談専用ダイヤル 099-286-3943

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

8月28日に県庁15階労働委員会で開催します！

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士、労働組合役員、会社経営者】がお受けします。（秘密厳守、無料）
内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

○ 日時 令和4年8月28日（日）

午前10時～午後4時（受付：午後3時30分まで）

○ 場所 県庁15階（県労働委員会）（鹿児島市鴨池新町10番1号）

エレベーターで15階までおいでください。

※ 新型コロナウイルスの感染防止のため、開催方法等を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。



※スマホサイトはこちらから



《お問合せ・予約先》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階

相談専用ダイヤル：099（286）3943

*8時30分～17時15分

ただし

土・日・祝祭日・年末年始を除く。

* 毎月第4火曜日は定期相談会を行っています。

* 12月は20日（火）

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少しているため、コンサルティングと設備投資により、販売態と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)

導入前 **導入後**

従業員が制作した料理を写真で撮ってメニューの修正をすることで、調理に当たった高品質を提供している。

デリバリー客が大増しに増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話応答がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)

導入前 **導入後**

元上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

「人への投資促進コース」の助成メニュー

IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT
未経験者
OK!

デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

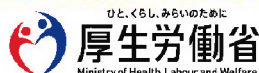
- ・「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。鹿兒島労働局 職業対策課へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿兒島労働局職業対策課 (TEL : 099-219-5101) 040525鹿兒島労働局

民間のオンライン、サブスク型講座の活用例

高度なデジタル分野の訓練を行った場合

手厚い助成で
デジタル人材育成を支援！

課題

高度なデジタル分野の資格を取ってもらい、
将来の中核人材を目指してほしい！



事業主

訓練

- 訓練コース
応用情報技術者コース（1名）
- 訓練内容
応用情報技術者試験対策のためのWeb通信講座。
訓練時間：135時間 訓練経費：150,000円
- ITSSレベル3に相当する資格試験の受験
訓練経費（資格試験料）：10,000円

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率
経費助成：75%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：120,000円（資格試験料含む）
- 成果
資格を取得して専門的な知識を身につけることで、
リーダーとして活躍してもらうことができた。
高度な資格を保持していることが会社の**アピールポイント**にもなっている。



サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

課題

様々なコンテンツの中から、
従業員1人ひとりに合った訓練を行い、
知識を深めてほしい！



事業主

訓練

- 訓練コース
Webマーケティング講座（20名）
- 訓練内容
未経験者⇔実務担当者、営業職⇔マーケティング職など、幅広い層に対応したWebマーケティングに関するeラーニング講座。
訓練経費：168万円
（1名～20名まで1か月14万円×12月の料金）

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率
経費助成：45%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：756,000円
- 成果
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、
企業全体の生産性向上に繋がった。
講座の内容が社内の共通言語となり、
コミュニケーションがスムーズになった。



従業員が自発的に訓練を行った場合

課題

従業員の主体的な学びについて、少しでも
会社で支援できないか？



事業主

訓練

- 訓練コース
宅建士合格入門コース・Web通信講座（1名）
- 訓練内容
宅建士試験合格を目指す初学者向け通信講座。
講義はPCもしくはスマートフォンで視聴。
訓練時間：135時間 訓練経費：157,000円

助成金を活用

eラーニング/通信講座もOK！
学校が近くに無くても大丈夫！

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率
経費助成：30%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：47,100円
- 成果
従業員の**学びのモチベーションを向上させることができた。**
従業員の中で、**積極的にスキルアップしようという気運が生まれてきた。**



人材開発支援助成金 人への投資促進コースが新設されました。

NEW

『定額制訓練(サブスクリプション)』新設

労働者の多様な訓練の選択、実施を可能にする定額受け放題研修サービス(サブスクリプション)を助成対象化します。

【定額受け放題研修サービス】

1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるeラーニング(LMS機能導入)による訓練サービス

要件

- ①定額制サービスによる訓練であること。
- ②業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練であること。
- ③OFF-JTによる事業外訓練であること。
- ④対象者の受講合計時間数が10時間以上であること。
- ⑤事業所全体で、複数の異なる職務に関連した専門的知識や技術を習得するための訓練を受講し修了すること。

【事業外訓練】

公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、他の事業主・団体等が企画主催する訓練

助成額

経費助成率 中小企業 45% 大企業 30%

※生産性要件を満たした場合(+15%)助成率となります。

※助成金には限度額があります。

☆基本料金のほか、「初期設定費用」「アカウント料」「管理者ID付与料金」「修了証の発行」

「IPアドレス制限機能」「データ容量追加料金」「LMSの管理者研修」などは対象になり得ます。

☆支給申請時までに対象経費の全額を事業主が負担していることが必要です。

活用例 定額制(サブスクリプション)型の研修サービスで訓練を行った場合



事業主

課題：

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、知識を深めてほしい。

【訓練】

- 訓練コース
営業職研修受け放題講座(40名)
- 訓練内容
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練
訓練経費：420,000円
(1名~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

【助成内容(中小企業の場合)】

- 助成額
420,000円×45%(経費助成率)
経費助成=189,000円
※左記訓練内容の場合

成果：

1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、企業全体の生産性向上に繋がった。

これまで人材開発支援助成金は「対面」による訓練が原則でしたが、令和4年度より新たにeラーニングと通信制による訓練も助成対象となります。

これまでの「対面」での訓練

- ・ 同時間に一齐に訓練に参加が必要。
- ・ シフト制の場合、限られた人のみ参加可能。



「eラーニング」などの訓練

- ・ 各労働者が業務の時間に合わせて、訓練へ参加できる！
- ・ 通学しなくて良いから、移動時間も費用も抑えられる！



【eラーニング】

コンピュータなど情報通信技術を活用した遠隔講習であって、受講管理システム(LMS)により、事業所の担当者と受講者双方にて訓練の進捗管理が行えるもの。

【通信制】

郵送などで教材を受講者へ送付し、指導者がこれに基づき、設問回答、添削指導、質疑応答など行うもの。

※支給申請時に「受講修了証」や「LMSデータ」などの書類で訓練の実施状況や訓練修了の確認ができること。

人への投資促進コースにはこの他にもIT関連に特化した訓練を実施する事業主や労働者の自発的な訓練を支援する事業主への助成もあります。

情報技術分野(IT分野)認定実習併用職業訓練 (経費助成・賃金助成)

IT分野未経験者を即戦力化するためにOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施する事業主に対する助成。

高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練 (経費助成・賃金助成)

高度デジタル人材の育成のための訓練や海外を含む大学院での高度な訓練を行う事業主に対する助成。

自発的職業能力開発訓練 (経費助成)

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成。

長期教育訓練休暇等制度 (制度導入助成・賃金助成)

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主に対する助成。

詳しくは厚生労働省のホームページにある『人材開発支援助成金(人への投資促進コース)』のパンフレットをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.htm
厚生労働省

お問い合わせ先 鹿児島労働局職業対策課助成金第2係 TEL099-219-5101

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
- ② 時間外労働60時間超・・・50%

（以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

- > 1か月の起算日は毎月1日
- > 法定休日は日曜日
- > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
- > 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

- 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

- 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった



勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

<p>働き方改革推進支援助成金</p>	<p>生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成</p>	
<p>業務改善助成金</p>	<p>生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成</p>	

相談窓口のご案内

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。</p>	
<p>都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。</p>	
<p>働き方改革推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p>	
<p>産業保健総合支援センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。</p>	
<p>よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。</p>	
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。</p>	
<p>医療勤務環境改善支援センター</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶ 「いきサポ」で検索</p>	

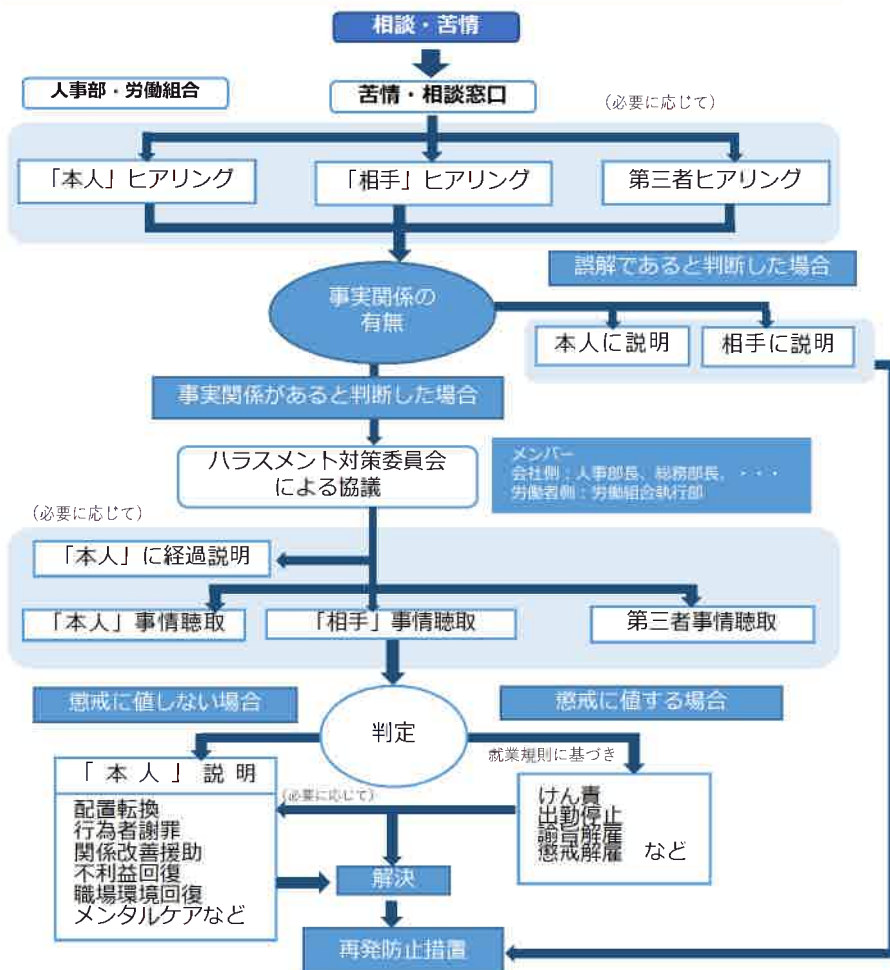
(2022.4)

中小事業主も令和4年4月1日から パワハラ防止措置が事業主の義務となりました！

「職場におけるパワー・ハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

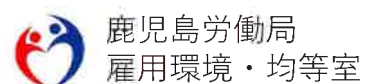
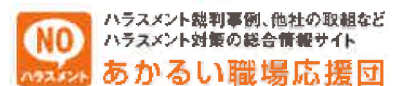
事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワー・ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1） ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1） ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(注2) (注1)事実確認ができた場合（注2）事実確認ができなかった場合も同様
そのほか併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること (注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。) ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

例 相談・苦情への対応の流れ



労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは労働施策総合推進法において禁止されています。

より詳しい情報を確認したいときにはハラスメント対策の総合情報サイト
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務***に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「特別遺族給付金」に関する 大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」
(以下「改正石綿救済法」といいます)が、令和4年6月17日に施行されました。
この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①

特別遺族給付金の
請求期限

令和14年3月27日まで
延長されました。

②

特別遺族給付金の
支給対象

令和8年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効
(5年)によって消滅した場合に限ります。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。(フリーダイヤル 0120-389-931)

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。(労災認定等事業場一覧表を掲載しています)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

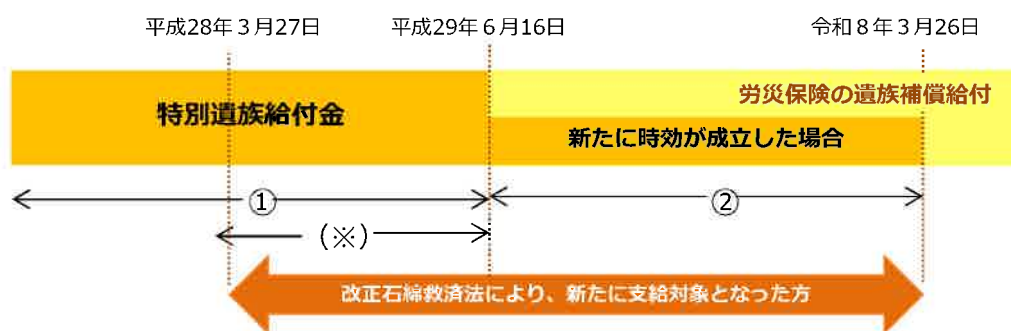
令和14年3月27日まで延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 令和8年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者。以下同じ）のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

(2) 労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。



① 平成29年6月16日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。
(※) 特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年3月27日から平成29年6月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

② 平成29年6月17日から令和8年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（令和4年6月17日）以降、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合は、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、令和8年3月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真などが無いために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境再生保全機構から給付）についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

☆救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

☆救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものか仕事以外のものか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

差別のない公正な採用選考をお願いします

「就職」は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生きていく上で極めて重要な意義をもっています。

このため、雇用主は、応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力のみを基準とした「公正な採用選考」を行うことが必要です。

本人に責任のない事項（出生地や家庭環境など）、本来自由であるべき事項（宗教、尊敬する人物など、思想・信条に関わること）を質問したり、エントリーシート等に記載させたりすることは、就職差別につながるおそれがありますので、「基本的人権」を十分尊重した公正な採用選考を実施するよう、積極的な取組をお願いします。



採用方針・採用計画のチェックポイント

- 採用方針、採用予定の職種、人員が計画的・合理的に定められていますか？
- 求人条件に適合する全ての人が応募できる原則が確立されていますか？
- 本人の適性、能力以外のことを採用の条件にしていますか？

選考基準・選考方法のチェックポイント

- ◆ 職務遂行能力を基礎とした公正な基準や公正な評価方法がとられていますか？
- ◆ 応募者の適性や長所を見出すような配慮がされていますか？
- ◆ 合理的、客観的に必要性のない健康診断を実施していませんか？

面接のチェックポイント

- 面接によって判断する目標が明らかになっていますか？
- 外面的な容姿、態度等にとらわれず、客観的に判断できる方法、基準が確立されていますか？
- 質問内容について、十分検討がなされていますか？
- 面接担当者には、適切な人が選定されていますか？（面接技術、観察力、言葉が明瞭、偏見がない、感情に左右されない等）

【問合せ先】 鹿児島労働局職業安定部
職業安定課
電話 099-219-8711

さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートします！

職場のメンタルヘルス対策でお困りではありませんか？



さんぽセンターでは、職場におけるメンタルヘルス対策の普及促進のため、産業カウンセラーや社会保険労務士などの専門スタッフ（メンタルヘルス対策促進員）が事業場を訪問し、職場のメンタルヘルス対策に関する取り組みを無料で支援します。

メンタルヘルス対策支援内容（一部）

☞ 「心の健康づくり計画」の策定

労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく「心の健康づくり計画」の策定等について支援します。



☞ メンタルヘルスに関する教育研修

労働者のメンタル不調を早期に発見して改善するため、管理監督者向けのメンタルヘルス教育（**ラインケア研修**）や、若年労働者向けのメンタルヘルス教育（**セルフケア研修**）を行っています。



☞ ストレスチェック制度に係る支援

ストレスチェック制度の導入に際して、事業場の状況にあった具体的な進め方等について支援します。



☞ メンタル不調者の職場復帰支援（職場復帰支援プログラムの策定等）

メンタルヘルス不調で休業している労働者が円滑に職場復帰するために、職場復帰支援プログラムの策定等について支援します。



詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

鹿児島産保 メンタル

検索

問合せ先



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎ 099-252-8002）

労働かごしま 令和4年8月号発行 通算第428号
編集・発行 鹿児島県雇用労政課 電話 099-286-3017
メール r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

労働かごしま 2022年8月号 26